障がい福祉ガイドブック

延岡市　障がい福祉課

平成２５年４月

このガイドブックは市のホームページに掲載しております

目 次

1 手当・年金について

P. 1
特別障害者手当
障害児福祉手当
特別児童扶養手当

P. 2
児童扶養手当
障害年金
宮崎県心身障害者扶養共済

2 医療費助成について

P. 3
自立支援医療給付事業（更生医療）
自立支援医療給付事業（育成医療）
重度心身障がい者医療費助成事業
長寿医療制度（後期高齢者医療制度）
ひとり親家庭医療費助成事業
乳幼児医療費助成事業

3 補装具・日常生活用具について

P. 4
補装具給付事業
日常生活用具給付等事業

4 運賃・利用料等割引助成について

P. 5
タクシー運賃割引
タクシー料金助成事業
バス運賃割引
鉄道運賃割引
航空運賃割引
船舶運賃割引

P. 6
有料道路通行料金割引
透析患者・難病患者通院交通費助成事業
ＮＨＫ放送受信料免除
ヘルストピア延岡利用割引
県立博物館・美術館の観覧料免除
携帯電話割引サービス

5 資金の助成・貸付について

P. 7
身体障がい者自動車改造費助成事業
身体障がい者自動車運転免許取得促進助成事業
障がい者住宅改造等助成事業（住宅改造関係）
障がい者住宅改造等助成事業
（視覚障がい者施術施設整備関係）

P. 8
身体障がい者補助犬貸付事業
生活福祉資金貸付事業

6 その他の制度について

P. 9
所得税・住民税・事業税減免
自動車税・自動車取得税減免
重度身体障がい者移動支援事業
福祉機器リサイクル事業
リフト付福祉バス運行事業
ノンステップバス運行

P. 10
手話奉仕員派遣事業
要約筆記奉仕員派遣事業
音声機能障がい者発声訓練事業
きこえとことばの教育相談

P. 11
オストメイト社会生活適応訓練事業
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
ことばの教室
地域療育機能強化事業
地域活動支援センター事業

P. 12
点字図書館
盲人ホーム
障がい者の雇用相談
おもいやり駐車場制度
災害時要援護者への登録

7　障がい者の相談機関について……P. 12
8　在宅障がい者福祉サービスについて……P. 13
9　施設入所などの福祉サービスについて……P. 15
10　介護保険制度について……P. 16
11　夜間の救急医療について……P. 17
12　障がい者団体について……P. 18

□事業や給付の内容は、障がいの種別・等級により異なっております。また、診断書等の内容や所得により対象とならない場合もありますので、詳しくはそれぞれの担当窓口にご相談ください。

□制度・事業の対象となる目安は、手帳等級欄の●▲の記号を参考にしてください。

●・・・おおむね対象となります。

▲・・・一部が対象となります。

等級欄に●▲のまったくない制度・・・手帳の有無を問いません。

※助成制度を利用する際には、印鑑と障がい者手帳が必要な場合が多いため、必ずご持参ください。

1 手当・年金について

事業名	事業内容	備考 窓口
特別障害者手当 身障手帳(級): 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳: A B1 B2	20歳以上で、心身に著しく重度の障がいのある人(おおむね1～2級程度の身体障がいを重複するなど)で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給します。 診断書による障がい程度の判定があります。 月額 26,260円 (H25年10月以降 26,080円)	・所得制限あり。 ・施設または病院等の入所、入院制限有り ・手帳の有無は問いません。 障がい福祉課 ☎ 22－7059
障害児福祉手当 身障手帳(級): 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳: A B1 B2	20歳未満で、心身に重度の障がいのある児童で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給します。 診断書による障がい程度の判定があります。 月額 14,280円 (H25年10月以降 14,180円)	・所得制限あり。 ・施設等の入所制限有り ・手帳の有無は問いません。 障がい福祉課 ☎ 22－7059
特別児童扶養手当 身障手帳(級): 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳: A B1 B2	20歳未満で、心身に重度の障がいのある児童を、監護養育をしている保護者に支給します。 ・重度の障がい児1人につき 月額 50,400円 (H25年10月以降 50,050円) ・中度の障がい児1人につき 月額 33,570円 (H25年10月以降 33,330円)	・所得制限あり。 ・施設等の入所制限有り ・手帳の有無は問いません。 障がい福祉課 ☎ 22－7059

児童扶養手当											
身障手帳(級)						療育手帳					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2			
▲	▲					▲					

父または母に左記に掲げる障がいがあるか、父または母がいない児童(18歳未満または20歳未満で一定の障がいがある児童)を監護養育している人が、公的年金を受給していなければ支給します。

・所得制限あり。
・施設等の入所制限有り

こども家庭課
☎ 22－7017

障害年金											
身障手帳(級)						療育手帳					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2			

障がいの程度や、年金の加入状況、納付状況により受給できます。なお、厚生年金は3級まであります。

○障害基礎年金　市民課　国民年金係

○障害厚生年金　延岡年金事務所

○障害共済年金　加入されていた各共済組合

・手帳の有無は問いません。

市民課　国民年金係
☎ 22－7036
延岡年金事務所
☎ 21－5424

宮崎県心身障害者扶養共済											
身障手帳(級)						療育手帳					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2			
●	●	●				●	●	●			

障がい児・者の保護者が毎月掛金を納め、万一その保護者が死亡または特別障がい者になった場合に、対象となる障がい児・者に対して年金が支給されます。

掛金月額は加入口数および加入年齢により異なります。

非課税世帯等には、市から掛金の助成を行います。

・加入は64歳まで。
・加入は2口まで。

障がい福祉課
☎ 22－7059

2 医療費助成について

事業名	事業内容	備考 窓口
自立支援医療給付事業（更生医療） 身障手帳（級）：1 ▲、2 ▲、3 ▲、4 ▲、5 ▲、6 ▲ 療育手帳：A、B1、B2	18歳以上の身体障がい者に対して、その日常生活能力、または職業能力上の障がいを軽減回復させるための医療を給付します。（人工透析療法、心臓手術、人工関節術など。） 心臓手術・人工透析療法・免疫療法については、事後の申請が認められる場合があります。	・1割の自己負担（月額負担上限あり） ・医療機関の指定あり。 ・医療（手術等）の種類に制限あり。 障がい福祉課 ☎ 22－7059
自立支援医療給付事業（育成医療） 身障手帳（級）：1、2、3、4、5、6 療育手帳：A、B1、B2	18歳未満の障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。 身体障がい者手帳の有無は問いません。	・世帯の所得税額等に応じた自己負担あり。 ・医療機関の指定あり。 ・医療（手術等）の種類に制限あり。 障がい福祉課 ☎ 22－7059
重度心身障がい者医療費助成事業 身障手帳（級）：1 ▲、2 ▲、3 ▲、4、5、6 療育手帳：A ▲、B1 ▲、B2	保険診療内において、医療費の一部負担金が1，000円／月を超えたときは、1，000円を控除した額を助成します。 18歳未満の人は、全額助成します。 介護保険適用分は対象外です。	・所得制限あり。 ・身障3級の人は、療育B1の所持が条件。 障がい福祉課 ☎ 22－7059
後期高齢者医療制度 身障手帳（級）：1 ●、2 ●、3 ●、4 ▲、5、6 療育手帳：A ●、B1、B2	65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度の対象となります。 加入・非加入についてはご本人が選択できます。 医療機関での窓口負担額　一般の人　1割 現役並み所得の人　3割	国民健康保険課 ☎ 22－7057
ひとり親家庭等医療費助成事業 身障手帳（級）：1 ▲、2 ▲、3、4、5、6 療育手帳：A ▲、B1、B2	父または母に左記に掲げる障がいがあるか、または父または母がいない20歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭に医療費を助成します。 保険診療内において、医療費の一部負担金が、1，000円／月を越えたときは、1，000円を控除した額を助成します。入院は現物給付になります。	・所得制限あり。 ・年齢制限あり。 平成20年10月制度改正 こども家庭課 ☎ 22－7017
乳幼児医療費助成事業 身障手帳（級）：1、2、3、4、5、6 療育手帳：A、B1、B2	保険診療内で受けた治療の自己負担が350円になります。（1ヶ月に1病院・診療科ごと、および入院・外来別で、350円の支払が必要です） 6歳に到達する日以後の最初の3月31日迄	・手帳の有無は問いません。 平成20年10月制度改正 こども家庭課 ☎ 22－7017

3 補装具・日常生活用具について

事業名	事業内容	備考 窓口
補装具給付事業 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ 療育手帳 A B1 B2	身体の失われた部分や日常生活上・職業上で障がいのある部分を補うための補装具費を支給します。 補装具の種類により、医師の意見書や宮崎県身体障害者相談センターの判定が必要です。	・原則1割の自己負担あり ・障がいの種別、等級、所得により給付制限あり 障がい福祉課 ☎ 22−7059

障がい別	給付種目
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助杖
視覚障がい	盲人安全杖、義眼、眼鏡(矯正・弱視・遮光)、コンタクト
聴覚障がい	補聴器
その他	重度障がい者用意志伝達装置

日常生活用具給付等事業 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ 療育手帳 A B1 B2 ▲	障がい者(児)及び難病患者(児)に対し、日常生活を支援するための用具を給付します。 (原則として在宅で生活する人が対象です。)	・原則1割の自己負担あり ・障がいの種類、等級、所得により給付制限あり 障がい福祉課 ☎ 22−7059

障がい別	給付種目
肢体不自由	便器、特殊便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、頭部保護帽、収尿器、入浴担架、入浴補助用具、訓練いす、訓練用ベット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、歩行補助杖(T字つえ等の一本杖)
視覚障がい	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、盲人用体温計、盲人用体重計、情報通信支援用具、点字器、点字図書、点字タイプライター、電磁調理器、拡大読書器、視覚障がい者用活字文書読上げ装置
聴覚障がい	聴覚障がい者用情報受信装置、聴覚障がい者用屋内信号装置(サウンドマスター・聴覚障がい者用目覚し時計・聴覚障がい者用屋内信号灯含む)、聴覚障がい者用通信装置
言語障がい	携帯用会話補助装置、人工咽頭
内部障がい	ストマ用装具(便・尿)、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、収尿器
知的障がい	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器
その他	住宅改修費、自動消火器、火災警報器、紙おむつ、点字ディスプレイ、パルスオキシメーター ※点字ディスプレイの支給要件・・視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複身体障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上)であって、必要と認められるもの。

4 運賃・利用料等割引助成について

事業名	事業内容	備考 窓口
タクシー運賃割引 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ● ● ● ● ● ● ● ● ●	宮崎県内のタクシーの乗車運賃が10%割引されます。 県外の利用は、直接タクシー会社に問い合わせてください。	各タクシー会社
タクシー料金助成事業 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ▲ ▲	以下の身体障がい者に対し、延岡市内のタクシー会社で使用できるタクシー券を交付します。 肢体障がい 1級 心臓機能障がい 1級 呼吸器機能障がい 1級 肝臓機能障がい 1級 視覚障がい 1級または2級	・1人あたり年間560円券を12枚交付。 ・在宅の人のみ交付。 ・印鑑、身障手帳が必要です。 障がい福祉課 ☎ 22−7059
バス運賃割引 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ● ● ● ● ● ● ● ● ●	宮交バスの乗車運賃が50%割引されます。 第1種障がい者で単独でバス利用できない方については、本人と介護者1人の割引も受けられます。証明シールを障がい福祉課で貼り付けます。 第1種障がい者で単独でバス利用できる方と第2種障がい者の方は、本人のみの割引です	・療育Aは、第1種 ・療育B1・B2は、第2種 ・県外バス会社は、直接問い合わせてください。 宮交バス
鉄道運賃割引 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ● ● ● ● ● ● ● ● ●	第1種障がい者 ： 本人と介護者1人の運賃割 (普通・定期乗車券、回数券、急行券50%割引) 第2種障がい者 ： 本人のみ運賃割引 ただし、12歳未満の人は、介護者1人も割引。 (普通乗車券50%割引)	・障がい者が単独で乗車する場合は、片道100kmを超える普通乗車賃のみ割引。 各駅窓口 (JR他民間各社含む)
航空運賃割引 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ● ● ● ● ● ● ● ● ●	第1種障がい者 ： 本人と介護者1人の運賃割引 第2種障がい者 ： 本人のみ運賃割引 (本人および介護者は、いずれも12歳以上の人が対象です。)	各航空会社支店・代理店 各空港の窓口
船舶運賃割引 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ● ● ● ● ● ● ● ● ●	第1種障がい者 ： 本人と介護者1人の運賃割 第2種障がい者 ： 本人のみ運賃割引 船舶会社により、割引率が異なります。直接問い合わせてください。	各船舶会社支店・代理店 各船舶発着場の窓口

有料道路通行料金割引

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		

① 障がい者が自ら自動車を運転する場合に、割引の証明スタンプを押します。

② 第1種障がい者の人の移動のために介護者が運転する場合に、割引の証明スタンプを押します。

＊介護者運転の場合は、障がい程度の条件があります。

・対象となる自動車や運転者には制限があります。
・申請の際、障害者手帳、車検証をお持ちください。
・ETC適用車も割引可

障がい福祉課
☎ 22－7059

透析患者・難病患者通院交通費助成事業

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2

以下に掲げる人に対し、通院交通費の一部を助成します。

① 通院により、人工透析療法を受けている人。

② 通院により、治療を受けている人で、県の特定疾患の認定を受けている人。

・徒歩、医療機関の送迎を受けている人、バス料金が基準料金で運行する区域内に居住している人は対象外。

障がい福祉課
☎ 22－7059

NHK放送受信料免除

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

全額免除
①障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税

半額免除
①視覚・聴覚障がい者が世帯主
②重度の障がい者が世帯主
(身障手帳1・2級，療育手帳A，精神保健福祉手帳1級)

・世帯は住民票によるもの。
・申請の際には、手帳と印鑑が必要になります。

障がい福祉課
☎ 22－7059

ヘルストピア延岡利用割引

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
●	●	●	●	●	●	●	●	●

手帳を所持する人が、ヘルストピア延岡を利用する際に、手帳を提示すれば割引が受けられます。また第1種障がい者のうち、利用するのに介護が必要な人の介護者(中学生以下を除く)も割引が受けられます。

大 人 ： 200円引き
小 人 ： 100円引き
介護者 ： 200円引き

ヘルストピア延岡
☎ 34－1111

県立博物館・美術館の観覧料免除

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
●	●	●	●	●	●	●	●	●

宮崎県総合博物館(西都原資料館を含む)および宮崎県立美術館の観覧料を免除します。

・常設展の観覧料のみ

宮崎県総合博物館
☎ 0985－24－2071
宮崎県立美術館
☎ 0985－20－3792

携帯電話割引サービス

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
●	●	●	●	●	●	●	●	●

携帯電話各社の基本使用料等が割引されます。

NTTドコモ ： ハーティー割引
a u ： スマイルハート割引
ソフトバンク ： ハートフレンド割引
等

各携帯電話会社または携帯電話取扱店

5 資金の助成・貸付について

事業名	事業内容	備考 窓口
身体障がい者自動車改造費助成事業 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ▲ ▲ ▲	左記等級の上肢・下肢・体幹機能障がい者で、道路交通法の規定により自動車の改造が必要とされた人が自動車の操向装置や駆動装置を改造する場合に、その費用を10万円を限度に助成します。	・所得制限あり。 ・事前の申請が必要。 ・改造後の申請は不可。 障がい福祉課 ☎ 22−7059
身体障がい者自動車運転免許取得促進助成事業 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ● ● ● ▲ ▲ ▲	身体障がい者が運転免許を取得する際に、自動車教習所の授業料2／3を10万円を限度に助成します。 手帳4級以下の人は、道路交通法の規定により、自動車に身体に応じた補助手段が必要とされた人、および補聴器の使用が必要とされた人が対象です。	・事前の申請が必要。 ・免許取得後の申請は不可。 障がい福祉課 ☎ 22−7059
障がい者住宅改造等助成事業(住宅改造関係) 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ▲ ▲ ▲ ▲	障がい者が快適に居住できるよう住宅改造する際の費用の一部について70万円を限度に助成します。 ただし、障がい者に適応するための改造費用として認めた経費が対象となります。 65歳以上の人は、高齢福祉課が窓口です。 新築・改築・増築は対象外です。	・所得制限あり。 ・事前の申請が必要。 ・改造後の申請は不可。 障がい福祉課 ☎ 22−7059
障がい者住宅改造等助成事業(視覚障がい者施術施設整備関係) 身障手帳(級) 1 2 3 4 5 6 / 療育手帳 A B1 B2 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲	視覚障がい者の、あんま・マッサージ・鍼・灸施術施設新規開設に要する費用の一部を助成します。 基準額　60万円	・所得制限あり。 ・事前の申請が必要。 障がい福祉課 ☎ 22−7059

身体障がい者補助犬貸付事業									下記の身体障がい者に身体障がい者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を貸し付けます。 ① 視覚障がい者 1級 ② 肢体不自由者 1級または2級 ③ 聴覚障がい者 2級 ④ ①～③の障がいに準ずる人	・18歳以上のみ ・年度により貸付できる補助犬の頭数に限りがあります。 障がい福祉課 ☎ 22－7059
身障手帳(級)						療育手帳				
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2		
▲	▲									
生活福祉資金貸付事業									障がいのある人やその世帯の自立更生を支援するための資金の貸付をします。	・資金の種類により制限があります。 延岡市社会福祉協議会 ☎ 32－6555
身障手帳(級)						療育手帳				
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2		
●	●	●	●	●	●	●	●	●		

国際シンボルマーク

パンフレット表紙にある「国際シンボルマーク」。よく街の公共施設などの駐車場やトイレで見かけます。この車いすのマークは、実は法的に決められているものではなく、国際リハビリテーション協会が決めた障がい者のためのシンボルマークなのです。

したがって、このシンボルマークは法的な義務・強制力・拘束力は全くありませんので、駐停車禁止場所に自動車を駐停車させた場合に、禁止除外等の特別扱いはされませんので、ご注意ください。

駐車禁止除外の許可を得るためには、警察署の交通課にて申請手続きが必要です。ご相談ください。

6 その他の制度について

事業名	身障手帳(級) 1	2	3	4	5	6	療育手帳 A	B1	B2	事業内容	備考 窓口
所得税・住民税・事業税減免	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がいの種別・程度により、所得税・住民税・事業税等の控除が受けられます。	・障がいの種別・程度により制限あり。 市民税課 ☎ 22－7012
自動車税・自動車取得税減免（軽自動車含む）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい者本人に課税された（障がい者が18歳未満の場合は、生計同一者）自動車税または自動車取得税が免除されます。　※ 取得税減免—自動車購入前 ・普通自動車—4月1日～5月31日 ・軽自動車 —4月1日～5月24日 ・生計同一の介護者が運転する場合は、障がい者の障がい種別及び使用目的の制限があります。 ・軽自動車の場合は家族の状況に応じて一部該当になる場合もあります	宮崎県税事務所（愛宕町） ☎ 35－1811 市民税課（軽自動車） ☎ 22－7012 障がい福祉課 ☎ 22－7059
重度身体障がい者移動支援事業	▲	▲								在宅の身体障がい者で、車いすを常用している人をリフト付乗用車を利用して移送の支援をします。	・登録制 延岡市社会福祉協議会 ☎ 32－6555
福祉機器リサイクル事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	使用されなくなった補装具、日常生活用具を回収して、用具を必要とする障がい者等に貸出します。	延岡市社会福祉協議会 ☎ 32－6555
障がい者（リフト付）福祉バス運行事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障がい児・者の社会参加促進のため障がい者福祉バスを運行します。 例　各種行事等の参加 （スポーツ・レクリエーションなど） 各種研修会の参加	・予約制、定員28名。 ・車いす用の席は4席 ・10名以上（障がい者5名以上含む）の利用が必要です。 障がい福祉課 ☎ 22－7059
ノンステップバス運行										高齢者や障がい者が乗り降りしやすいノンステップバスを宮崎交通が運行しています。運行時間・運行コースは、直接宮崎交通にお問い合わせください。 車いすの人もバスを利用することができます。	・車いす用の席は2席ですので、事前に下記宛て電話予約してください。 宮交　延岡運行センター ☎ 32－5321

手話奉仕員派遣事業									聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、手話奉仕員を派遣します。	
身障手帳(級)						療育手帳				
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2		障がい福祉課 ☎ 22－7059
▲	▲	▲	▲	▲	▲					
要約筆記奉仕員派遣事業									手話取得の困難な中途失聴者および難聴者等の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、要約筆記奉仕員を派遣します。	
身障手帳(級)						療育手帳				
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2		障がい福祉課 ☎ 22－7059
▲	▲	▲	▲	▲	▲					
音声機能障がい者発声訓練事業									疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者の発声訓練等を行います。 第1,3火曜日県立延岡病院で発声練習を行っています。(窓口　耳鼻科外来)	
身障手帳(級)						療育手帳				
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2		宮崎県向声会 ☎(0985)73－2009
▲	▲	▲	▲	▲	▲					

○きこえとことばの教育相談

・乳幼児教育相談

乳幼児の「きこえとことば」の相談や、親子の関わりを基本に育児、コミュニケーションの方法等の支援を行います。

・外来教育相談

幼児から成人までの「きこえとことば」についての相談。

聴力測定、補聴器の調整や聴覚活用の支援等を行います。

問い合わせ

延岡しろやま支援学校　　TEL 29－3715
FAX 29－3716

○延岡市立中学校　通級指導教室　しろやま学級

（通級指導の対象）

・学習能力のアンバランスから、特定の分野での学習が苦手な生徒
・情緒面で困難があり、落ち着いて授業に参加できない生徒
・コミュニケーションに課題があり、集団での行動が難しい生徒

問い合わせ

延岡市立岡富中学校　　TEL 21－6494
FAX 21－6495

オストメイト社会生活適応訓練事業

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲	▲	▲			

ストマ用装具の装着者に対して、正しい装具の使用方法を指導・相談に応じます。

日本オストミー協会
宮崎県支部
☎ 0985－39－5211

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2

在宅の小児慢性特定疾患の対象患者に対して日常生活用具を給付します。

・手帳の有無は問いません。
・世帯の所得税額等に応じた自己負担あり。

障がい福祉課
☎ 22－7059

ことばの教室

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2

ことばの発達が遅い、発音等が不明瞭な児童に対し、ことばの指導・相談を行います。

恒富小学校では、「ことばの教室」、「きこえの教室」および「こころの教室」で通級による指導が行われています。

・手帳の有無は問いません。

延岡市幼児ことばの教室
☎ 32－2893
恒富小学校
☎ 34－8726

地域療育機能強化事業

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2

県北に住む障がいのある児童に対して、日常生活動作、心身機能の発達促進および低下防止のために機能訓練を行います。

また、保護者に対して、家庭での療育技術の指導も行います。

・さくら園(古城町)で実施
・手帳の有無は問いません。

障がい福祉課
☎ 22－7059

地域活動支援センターⅢ型事業

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
●	●	●	●	●	●	●	●	●

在宅障がい者に対し、自立更生と社会参加を図るため、創作活動や作業訓練等を行います。

①芽ばかり作業所	☎ 35－2013
②もちの木福祉作業所	☎ 33－8070
③ふじの木福祉作業所	☎ 35－5771

①は主に、
身体障がい者
②と③は主に、
知的障がい者

点字図書館

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲	▲	▲			

視覚に障がいのある人へ、点字図書・声の図書の貸出し、点字に関する相談を行っています。

延岡ライトハウス点字図書館
延岡市山下町1丁目7番地9

延岡ライトハウス
☎ 32－2973

盲人ホーム

身障手帳(級)						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲	▲	▲			

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者に職業指導や生活相談等を行います。

延岡ライトハウス盲人ホーム
延岡市山下町1丁目7番地9

延岡ライトハウス
☎ 32－2973

障がい者の雇用相談	県北の障がい者の就職に関する相談、障がい者の雇用に関する相談を行います。 相談はできるだけ、事前に電話予約をください。	ハローワーク延岡 ☎ 32－5435 のべおか障害者就業・生活支援センター ☎ 20－5283

身障手帳（級）						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
●	●	●	●	●	●	●	●	●

おもいやり駐車場制度	公共的施設等に設置されたおもいやり駐車場の適正利用のために、利用者証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースを確保する制度です。 障がいの種別・等級による条件があります。	宮崎県障がい福祉課 ☎ 0985－32－4468 障がい福祉課 ☎ 22－7059

身障手帳（級）						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲			●		

災害時要援護者への登録	災害発生時に、家族等の支援が十分に受けられず、何らかの助けを必要とする方々の台帳登録を行います。 ①災害時要援護者台帳への登録（本人の同意が必要） ②関係機関等での情報共有 ③災害時の支援等（本人が避難支援者を指名）	障がい福祉課 ☎ 22－7059

身障手帳（級）						療育手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2

7 障がい者の相談機関について

障がい者の地域生活を支援するため、様々な相談に応じる事業所です。

障がい者相談支援センター 「ぱれっと」	☎ 32－6551	三ツ瀬町1丁目12－4
しょうがい者そうだん室 「とびら」	☎ 20－0501	安賀多町2丁目2－3
そうだんサポートセンターはまゆう	☎ 47－3481	北方町・はまゆう園内
そうだんサポートセンターひかり	☎ 37－0158	櫛津町・ひかり学園内
サポートセンター 愛育	☎ 26－7155	山下町1丁目3－5
地域活動支援センター みなと	☎ 31－3710	愛宕町2丁目4－1
相談支援事業所 はまぼう荘	☎ 23－8711	松原町4丁目8847－9
延岡発達障害者支援センター	☎ 23－8560	櫛津町・ひかり学園内
のべおか障害者就業・生活支援センター	☎ 20－5283	恒富町3丁目6－5

8. 在宅障がい者福祉サービス

申請窓口　障がい福祉課(22－7059)

利用手続　手続きの流れは下記のとおりです。**調査や障害程度区分の認定が必要です。**

費　用　原則1割の自己負担となります。ただし、世帯の所得の状況に応じて、自己負担額に上限が設けられています。

介護保険の適用者は、介護保険が優先されます。

利用開始までの手続きの流れ

1. 相談・サービスの申請

障がい福祉課窓口または相談支援事業所に相談します。

申請は、障がい福祉課窓口です。

⇩

2. サービス利用等計画(障害児支援利用計画)案の提出依頼

市から利用者へサービス利用等計画(障害児支援利用計画)案の提出を依頼します。(市→利用者)

⇩

3. 調査

障がい者または障がい児の保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて調査します。

また、利用を希望されるサービス(介護給付)によっては医師の意見書が必要です。

⇩

4. 審査・判定

調査の結果と医師の診断結果をもとに、障害程度区分(どのくらいのサービスが必要な心身の状態か)を審査会で認定されます。

⇩

5. サービス等利用計画(障害児支援利用計画)案作成依頼と契約(利用者　⇔　事業者)

指定特定(障害児)相談支援事業所を選択・契約し、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)案作成を依頼します。

⇩

6. サービス等利用計画(障害児支援利用計画)案の提出

⇩

7. 決定・通知

特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案等を勘案し支給決定が行われ「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

⇩

8. サービス担当者会議

⇩

9. サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成

⇩

10. 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⇩

11. サービスの利用開始

利用事業者に受給者証を提示して希望するサービスを利用します。

⇩

12. 利用計画の見直し

支給決定後のサービス等利用計画について、一定期間ごとのモニタリングを行います。

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)

平成24年4月から障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援には、

障がい者(18歳以上)は、「サービス等利用計画」

障がい児は、「障害児支援利用計画」が必要になりました。

平成24年4月から障害者自立支援法と児童福祉法が改正され、障害福祉サース等を利用するすべての人(児)を対象に、平成27年3月までにサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成することになりました。

サービス利用計画(障害児支援利用計画)の作成にあたっては、下記の事業所にご相談ください。

指定特定相談支援事業者(支給決定時のサービス利用計画案の作成とモニタリング)

指定障害児相談支援事業者(こどもの通所サービスに係る障害児支援利用計画作成とモニタリング)

事業所名　(延岡市)	住所	特定	障害児	電話番号
宮崎県障害児・者そうだんサポートセンターはまゆう	北方町角田丑 1369 番地 35	○	○	47−3481
延岡市障がい者相談支援センター「ぱれっと」	三ツ瀬町 1 丁目 12 番地 4	○	○	32−6551
障害児・者支援施設ひかり学園	櫛津町 3427 番地 4	○	○	37−0158
延岡市地域活動支援センターみなと	愛宕町 2 丁目 4-1	○	○	31−3710
障がい者相談支援事業所　サポートセンター愛育	山下町 1 丁目 3 の 5	○	○	26−7155
相談支援事業所　はまぼう荘	松原町 4 丁目 8847 番地 9	○	○	23−8711
延岡市しょうがい者そうだん室とびら	安賀多町 2 丁目 2 番地 3	○	○	20−0501
サポートセンター　ながはま	長浜町1丁目1765番地1	○	−	26−9350
障害者相談支援室　もみじ	無鹿町1丁目2031番地4	○	−	21−3313
ひかり工房相談支援事業所　きらめき	古川町74番地1	○	○	34−1389
障がい者相談支援事業所　ささゆり	緑ヶ丘4丁目5番23号	○	○	26−7205

居宅サービス(ホームヘルプ)

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳(同程度と認められる方を含む)、精神障害者保健福祉手帳(同程度と認められる方を含む)のいずれかを所持している人や難病等で障害程度区分(18 歳以上)の認定を受けた人。

(2) 内容

重度の障がい児・者が、自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な介護者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、通院時の介助を行います。

移動支援(ガイドヘルプ)

(1) 対象者

① 在宅で全身性の身体障がい者(児)

・上肢、下肢の両方にいずれも1級の障がいがある人(又はこれに準ずると認められる人)で、屋外の異動に著しい制限のある人

② 在宅で、療育手帳(同程度と認められる人を含む)、精神障害者保健福祉手帳1，2級(同程度と認められる人を含む)のいずれかを所持している人で、屋外の移動に著しい制限のある人

③ 在宅の難病等患者で、屋外の移動に著しい制限のある人

(2) 内容

重度の障がい児・者が、自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な介護者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、外出の介護を行います。

児童発達支援

(1) 対象児

在宅で、市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童、又は児童相談所や医療機関等から療育の必要性を認められた児童。

(2) 内容

児童発達支援事業所等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス

(1) 対象児

在宅で、学校に就学(幼稚園・大学は除く)している障がいのある児童。

(2) 内容

授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

短期入所(ショートステイ)

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳(同程度と認められる方を含む)、精神障害者保健福祉手帳(同程度と認められる方を含む)のいずれかを所持している人や難病等で、障害程度区分(18 歳以上)の認定を受けた方。

(2) 内容

介護者の都合により、障がい者が居宅で介護を受けることができない場合に、宿泊を伴う一時的な預かりをします。

日中一時支援

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳(同程度と認められる方を含む)、精神障害者保健福祉手帳(同程度と認められる方を含む)のいずれかを所持している人や難病等で、日中に監護する者がいなければすごせない人

(2) 内容

日中に監護者がいない場合や、家族の就労、介護者の一時的な休息を目的として障がい者(児)を日中に一時的に預かります。

日中活動系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	介護給付	病院などの施設で主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援(A型・B型)	訓練等給付	一般企業で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

訪 問 入 浴

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳を所持し他のサービスを利用しても在宅での入浴が困難な人。(児童は、成人同様の体格であって、他のサービスを利用しても在宅での入浴が困難な人)

(2) 内容

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行う。

9. 施設入所などの福祉サービス

◆施設への入所やグループホーム等の利用については、障がい福祉課窓口や各施設等にご相談ください。

◆申請の窓口は、障がい福祉課になります。

10 介護保険制度について

対象者

第１号被保険者 ： 65歳以上の人

第２号被保険者 ： 40歳～64歳までで、以下に掲げる疾病のある人

初老期における認知症、早老症、脳血管疾患
両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
関節リウマチ、パーキンソン病、脊髄小脳変性症
筋萎縮性側策硬化症、後縦靭帯骨化症、脊柱管狭窄症
骨折を伴う骨粗鬆症
閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、多系統萎縮症
糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
末期がん

内容

在宅サービス ：
① ホームヘルプサービス
② デイサービス
③ ショートステイ
④ 福祉用具の貸与、購入費の支給
⑤ 住宅改修費の支給　　など

施設サービス ：
① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
② 介護老人保健施設
③ 介護療養型 医療施設

地域密着型サービス ：
① グループホーム
② 小規模多機能型居宅介護
③ 認知症対応型通所介護

備考

・介護保険のサービスを利用する場合は、「要介護認定」を受ける必要があります。
・延岡市 高齢福祉課または最寄の地域包括支援センターに問い合わせてください。
・なお、身体障がい者手帳を所持し、介護保険被保険者に該当する人は、介護保険制度によるサービスが優先となりますので、ご注意ください。

問い合わせ

高齢福祉課　☎ 22－7058

11　夜間の救急医療について

○夜間に緊急に受診が必要なときは、以下の医療機関で対応します。

曜　日	診療科	診療時間	医療機関
月曜日・火曜日	内　科	19:30 ～ 23:00	夜間急病センター
	小児科	19:30 ～ 23:00	
	外　科	19:30 ～ 23:00	
水曜日・木曜日	内　科	19:30 ～翌朝 7:00	夜間急病センター
	小児科	19:30 ～ 23:00	
	外　科	19:30 ～ 23:00	
金曜日	内　科	19:30 ～ 翌朝 7:00	夜間急病センター
	小児科	19:30 ～ 23:00	
	外　科	19:30 ～ 翌朝 7:00	
土曜日	内　科	19:30 ～ 翌朝 7:00	夜間急病センター
	小児科	19:30 ～ 23:00	
	外　科	19:30 ～ 23:00	谷村病院
日曜日	内　科	19:30 ～ 23:00	夜間急病センター
	小児科	19:30 ～ 23:00	
	外　科	19:30 ～ 23:00	黒木病院

※夜間急病センター（出北6丁目）TEL ２１－９９９９
谷村病院（北小路）TEL３３－３０２４
黒木病院（北小路）TEL２１－６３８１

○小児救急医療電話相談

夜間の子どもの急病時、病院を受診するべきか迷ったときにご利用ください。
利用時間は毎日１９時００分から２３時００分までです。

・携帯電話・プッシュ回線からは　→　＃（ｼｬｰﾌﾟ）８０００

・ダイヤル回線からは　→　０９８５－３５－８８５５

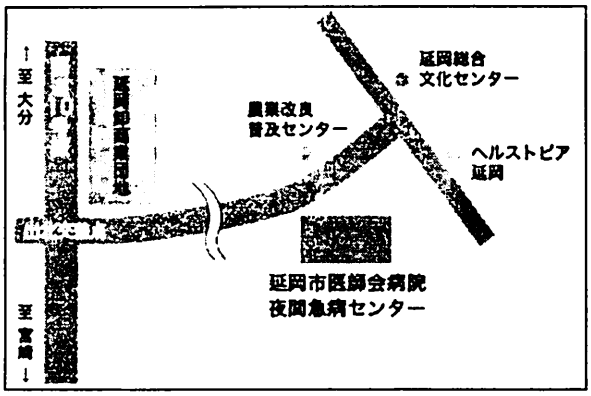

問い合わせ先　地域医療対策室
TEL　２２－７０６６
FAX　２２－１３４７
Email　ti-iryou@city.nobeoka.miyazaki.jp

《延岡市夜間急病センター案内図》

１２　障がい者団体について

ＮＯ	団　体　名	事務局住所 電話（ ）	代表者 電話（ ）	主な活動内容
1	延岡市視覚障害者福祉協会	山下町１丁目７番地９ 延岡ライトハウス内 （　３２－２９７３　）	（会　長）　黒木　美雄 ３５－８２１９ （事務局長）猪之鼻さち子 ３３－４６２０	目の不自由な人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
2	延岡市聴覚障害者協会	川原崎町３０７番地 （会長自宅）	（会　長）　白石勇二 ２６－２９１０（FAX）	耳の不自由な人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
3	延岡市しょうがい者大輪の会 （肢体障がい関係）	安賀多町２丁目２番地３	（理事長）　本村隆房 ３３－５４２５	手足の不自由な人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
4	延岡市腎臓病患者会	北一ヶ岡２丁目８－３	（会　長）　山口楠雄 ３７－１１９２	腎臓に障がいのある人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
5	日本オストミー協会 宮崎県支部	塩浜町4丁目1723番地4 （会長自宅）	（ウロ会長）　清水敬一 ３４－７８３７	直腸に障がいのある人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
6	延岡市肢体不自由児者父母の会	野地町６丁目2018番地2 （会長自宅）	（会　長）　中村民男 ３３－９６３３	身体の不自由なこどもを持つ父母で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
7	宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部	安賀多町３丁目６-３ ふじの木福祉作業所内 （　３３－３２２３　）	（会　長）　横山祐子	知的障がい者及びその家族で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
8	延岡市城山家族会	大貫町５丁目1736番地 （大瀬作業所内）	（会　長）　日高アケミ ３１－５３３７	精神障がい者及びその家族で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
9	北方町身体障害者福祉会	北方町上崎辰１００７	（会　長）　甲斐清美 ４７－３１２７	北方町に在住する障がい者及びその家族で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
10	心臓を守る会	安賀多町４－１－９	（会長）森山勇夫 （事務長）　佐藤博 ２１－８７３３	心臓病の治療、病院、薬等に関する情報提供や専門病院の利用案内等、心臓を守るためのあらゆる相談活動

延岡市　健康福祉部　障がい福祉課

〒882－8686
延岡市東本小路2番地1
TEL　0982－22－7059
FAX　0982－21－0203
メール　syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp